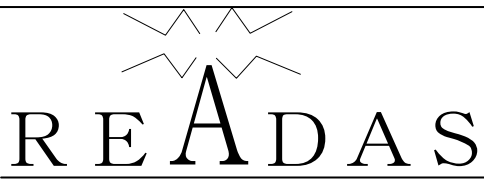


第 5725 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 6月 5日 月曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 特定事業用資産の買換え

Q：特定の事業用資産の買換えの特例が改正されたそうですが、どのようになったのですか？

A：次のようになりました。

【解説】

特定の事業用資産の買換え特例は、次の見直しがされ、3年延長になりました。

- ① 既成市街地等の内から外への買換えについて、譲渡資産から事務所として使用されている建物等又はその敷地の用に供されている土地等を、買換資産から都市再生特別措置法の立地適正化計画を作成した市町村のその立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域以外の地域内にあるその立地適正化計画に記載された誘導施設に係る土地等、建物及び構築物を、それぞれ除外することとされました。
- ② 市街化区域又は既成市街地等の内から外への農業用資産の買換え及び農用地区域内にある土地等の買換えについて、適用対象から除外することとされました。
- ③ 船舶から船舶への買換えについて、譲渡資産及び買換資産から漁業の用に供される船舶を除外すること等とされました。
- ④ 短期所有の土地等の譲渡について特例を適用できることとする措置が、平成32年3月31日まで3年延長されました。

